



県章

山形県公報

平成28年9月23日（金）

第2783号

毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…1055

告示

○漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（水産振興課）…同
○道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…1056
○県道の供用の開始……………（同）…同
○同……………（置賜総合支庁建設総務課）…1057
○道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
○県道の供用の開始……………（同）…同
○開発行為に係る工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…1058
○県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同

訓令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「5,830円」を「6,900円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

山形県告示第811号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 加入区の名称
酒田市浜中加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

2 (1) 加入区の名称

飛島勝浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

3 (1) 加入区の名称

飛島中村加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

4 (1) 加入区の名称

飛島法木加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

山形県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年9月23日から同年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字山寺245番から 同 525番3まで	旧	25.0 <small>メートル</small> } 18.2	200 <small>メートル</small>
同 上	新	26.6 <small>メートル</small> } 18.2	同 上

山形県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年9月23日から同年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺245番から
同 525番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月23日

山形県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年9月23日から同年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市赤湯字西川原2825番20から
同 二色根字堤端75番5まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月26日

山形県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年9月23日から同年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 比子八幡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町藤崎字日向台72番3から 同 104番まで	旧	12.5メートル } 12.2	メートル 214
同 上	新	12.5メートル } 12.2	同 上
同 上		16.2メートル } 11.9	メートル 226

山形県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年9月23日から同年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 比子八幡線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字日向台72番3から
同 104番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年9月30日

山形県告示第817号

次の開発行為は、完了した。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成27年12月22日 指令置総建第45号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称 第5工区
東置賜郡高島町大字相森字村南603-5の一部、552-4、557、549-3、553-5、592-2の一部、555-2

の一部、593、602-2の一部、549-1の一部、549-2の一部、550の一部、551-4の一部、554、591-2の一部、559の一部、大字泉岡字五輪前809の一部、810の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町長 寒河江 信

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成28年9月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人遊佐福祉会

(2) 代表者の氏名

庄子 正臣

(3) 主たる事務所の所在地

飽海郡遊佐町白井新田字後平11番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ青年、成人期の人たちに対して、日常生活を地域と共生し出来る限り自立した生活習慣を身につけるよう、個々の能力に応じた支援及び援助を行う。

又、障がい者が地域社会で普通に生活できる体力、能力を身につけ、地域社会と共生するにあたり、地域社会の活性化事業を主体的に行い、共生、社会貢献活動等、豊かな生活を営むことができるように支援することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年9月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者	
県営美原アパート1号	鶴岡市美原町18-1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分の家賃に相当する額
同 3号	同 19-23	2DK	40.5	1	同	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500	单身可
同 東部アパート1号	同 朝陽町6-25	3DK	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可
同 3号	同 6-6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパート1号	同 茅原字草見鶴16-1	同	63.5	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	4DK	71.5	3	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	61.0	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 末広アパート1号	同 末広町23-63	同	69.3	2	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 川南アパート1号	同 酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同	同	同	51.2	3	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800	单身可
同 川南住宅3号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	单身可

同 川南アパー ト5号	同 1-5	3K	55.7	2	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800
同 こがねアパ ト2号	同 こがね町 一丁目21-11	4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	3DK	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 3号	同 15-22	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500
同 2号	同	同	69.2	2	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100
同 北新町アパ ト1号	同 北新町一 丁目1-58	同	64.3	1	同	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	46,000
同 狩川アパー ト	同 東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800
同	同	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800

単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年10月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成28年12月上旬